

令和3年度 第9回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月17日(金) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 第1会議室

3. 出席委員 (15人)

| | | |
|----|-----|---------|
| 会長 | 1番 | 先間 秀明 |
| 委員 | 2番 | 田尻 博樹 |
| 委員 | 3番 | 東 正 亮 |
| 委員 | 5番 | 永 吉 雄子 |
| 委員 | 6番 | 川畑 伸之 |
| 委員 | 7番 | 西 登 美勝 |
| 委員 | 8番 | 池 沢 清良 |
| 委員 | 9番 | 市 來 真吾 |
| 委員 | 11番 | 森 由 美子 |
| 委員 | 12番 | 川 内 清弘 |
| 委員 | 13番 | 神田 三十志 |
| 委員 | 15番 | 沖 道 人 |
| 委員 | 16番 | 芦 村 利 広 |
| 委員 | 17番 | 田 畑 則 仁 |
| 委員 | 18番 | 前 田 博 徳 |

4. 欠席委員 (2人)

| | | |
|----|-----|---------|
| 委員 | 10番 | 榮 米 子 |
| 委員 | 14番 | 幸 山 利 忠 |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第31号 買受適格証明願の審議について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 大樹、主事 南郷 秀隆

| 付 議 事 項 | |
|---------|--|
| 事務局長 | <p>ただ今から、令和3年度第9回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は榮委員、幸山委員から欠席の連絡がありましたが、定足数を満たしており総会は成立します。</p> <p>それでは、先間会長より会務報告をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>今月は、会務報告は特にありません。</p> <p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、17番田畑委員、18番前田委員を指名いたします。</p> <p>本日の会議書記には事務局職員の森田氏、南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 上城字糶窪〇〇 432㎡を含む計6筆 8,852㎡、〇〇さんから相続により上城〇〇さん他1名、平成13年11月29日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 新城字沖〇〇 5,767㎡を含む計2筆 7,237㎡、〇〇さんから相続により上城〇〇さん他1名、平成31年3月30日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>3番 余多字新田〇〇 1,166㎡を含む計9筆 17,333㎡、〇〇さんから相続により芦清良〇〇さん、平成21年7月8日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第14号に対して、ご意見、ご質問はございますか。</p> |
| | (意見、質問なし) |
| 議長 | <p>ないようですので、報告第14号は終わります。</p> <p>次に、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 上平川字惣袋〇〇 1,285㎡、下平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和3年12月2日、設定を受けた者への売買のため合意解約です。</p> <p>2番 田皆字和茶目〇〇 544㎡を含む計5筆 10,736㎡、大阪府堺市〇〇さんから徳時〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和3年12月3日、他者への売買のため合意解約です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 報告第15号について、何かご意見、ご質問ありますか。 |
| | (意見、質問なし) |
| 議長 | それでは、次の議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | <p>議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>【議案第29号について朗読】</p> <p>議案第29号は、贈与2件、売買4件となっています。</p> <p>1番 大津勘字名間田〇〇 7,575㎡を含む計3筆14,740㎡ 贈与。 譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>2番 正名字田皆道〇〇 3,174㎡を含む計2筆 4,675㎡ 贈与。 譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。</p> <p>3番 田皆字名無留畠〇〇 2,542㎡を含む計4筆 6,616㎡ 売買。 譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 田皆字和茶目〇〇 544㎡を含む計5筆 10,146㎡ 売買。 譲渡人 大阪府堺市〇〇さん、譲受人 住吉〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 上城字水溜屋〇〇 946㎡を含む計3筆 4,634㎡ 売買。 譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 上城〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>6番 上平川字惣袋〇〇 1,285㎡を含む計2筆 3,656㎡ 売買。 譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議長 | それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。 |
| 5 番委員 | 1 番 譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人はサトウキビ農家でハーベスターを所有し、機械も全て揃っております。 畑は、サトウキビの収穫前でした。 ご審議よろしく申し上げます。 |
| 7 番委員 | 2 番 譲受人は、譲渡人の孫です。譲受人は兼業農家で農業もしていきたいとのこと。機械は、当面は親のものを使用する予定です。畑は、2 筆共にサトウキビが植えてありました。 ご審議よろしく申し上げます。 |
| 8 番委員 | 3 番 譲渡人と譲受人は、友人関係です。譲受人は主にサトウキビを作っており、機械も全て揃っております。 畑は、耕作放棄地となっておりますが、譲受人が耕作放棄地を解消し使っていく予定です。 4 番 譲渡人と譲受人は、知人です。畑は、2 筆が新植夏植え、他の 3 筆は前耕作者の株出しを利用し、機械もこれから購入し揃えていく予定です。 ご審議よろしく申し上げます。 |
| 事務局 | 5 番 譲渡人と譲受人は、知人です。利用権設定で賃貸借していましたが、期間満了と相続の手続きが完了したため売買となりました。譲受人は、畜産農家で認定農業者です。 6 番 譲渡人と譲受人は、知人です。譲受人は認定農業者で、主にサトウキビ、バレイショを作っております。畑は以前から耕作しており、売買となりました。 ご審議よろしく申し上げます。 |
| 議長 | ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。 |
| 1 5 番委員 | 6 番は、相場より安い価格となっておりますが、何か理由があるのですか。 |
| 事務局 | 価格について確認したところ、実際は〇〇円となっております。記入の間違いのようです。 |
| 議長 | それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。 |
| | (挙手全員) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第 2 9 号は許可決定といたします。 次、議案第 3 0 号 知名町地区農用地利用集積計画 (案) について、事務局から説明をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>議案第30号 知名町地区農用地利用集積計画、説明します。</p> <p>【議案第30号について朗読】</p> <p>利用権設定5件です。</p> <p>1番1 知名字瀬之俣〇〇 3,175㎡ 使用貸借 10年間の再設定です。</p> <p>2番1 屋子母字ヤイント〇〇 2,042㎡ 賃貸借 5年間の再設定です。</p> <p>3番1 住吉字興ノ木俣〇〇 4,685㎡ 賃貸借 10年間の再設定です。</p> <p>4番1～3 住吉字大戸〇〇 2,434㎡を含む計3筆 8,504㎡ 賃貸借 5年間の再設定です。</p> <p>5番1 田皆字淵窪〇〇 4,654㎡ 賃貸借 5年間の再設定です。</p> <p>次の所有権移転、説明します。</p> <p>1番 芦清良字先之増〇〇 1,073㎡ 農地売買等事業により、鹿児島市〇〇さんから芦清良〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっております。</p> <p>2番 芦清良字前兼久〇〇 2,043㎡ 農地売買等事業により、鹿児島市〇〇さんから芦清良〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっております。</p> <p>続いて、中間管理事業による利用権設定について、説明します。 東京都八王子市〇〇さん、田皆字目手籠〇〇 1,178㎡を含む計2筆 1,273㎡、貸借期間は5年間で、配分予定者は田皆〇〇さん、認定農業者です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | 地区担当委員の補足説明をお願いします。 |
| 6番委員 | 1番 貸人と借人は、義姉弟です。借人は、主にサトウキビを作っており、機械類は揃っております。 |
| 3番委員 | 2番 貸人と借人は、知人です。借人は新規就農者で、機械は親と共同で使っております。畑は、バレイショが植えてありました。 |
| 6番委員 | <p>3番 貸人と借人は、親戚関係です。畑はサトウキビが植えてありました。機械は、親と共同で使用しております。</p> <p>4番 貸人と借人は、知人です。借人はサトウキビとバレイショ農家で、機械類は揃っております。</p> |

| | |
|--------|---|
| 8 番委員 | 5 番 貸人と借人は、知人です。借人は、昨年までは葉タバコを作っていましたが廃作し、サトウキビとバレイショを作っており、機械類も揃っております。 |
| 議長 | 事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ございますか。 |
| | (意見、質問なし) |
| 議長 | それでは、議案第 30 号について、賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第 30 号 知名町地区農用地利用集積計画は決定とします。 次に、議案第 31 号 買受適格証明願の審議について、事務局の説明をお願いします。 尚、〇〇委員は議事参与の制限の規定により退室をお願いします。 |
| | (〇〇委員 退室) |
| 事務局 | 議案第 31 号 買受適格証明願の審議について、説明します。 議案第 31 号-1 公売物件 瀬利覚字阿左真〇〇 畑 580㎡。 証明願者 1 番 瀬利覚〇〇氏 経営面積 7,404㎡ 2 番 瀬利覚〇〇氏 経営面積 9,921㎡ 議案第 31 号-2 公売物件 田皆字エト俣〇〇 畑 285㎡。 証明願者 1 番 田皆〇〇氏 経営面積 75,043㎡ 議案第 31 号-3 公売物件 住吉字橋本〇〇 畑 738㎡。 証明願者 1 番 田皆〇〇氏 経営面積 14,556㎡ 以上、農地法 3 条の許可基準を満たしているか、また、最高価格買受人となった者について、農業委員会会長の判断で処理してよいか、審議をお願いします。 |
| 議長 | ただ今の事務局の説明に対し、地区担当委員から補足説明をお願いします。 |
| 18 番委員 | 1 番 〇〇さんは、兼業農家で農地を増やしつつバレイショを作っております。あと 4、5 年で会社を辞めて、農業に専念していきたいとのこと。 2 番 〇〇さんは、バレイショとインゲンを作っており、機械も揃っております。 |

| | |
|-------|--|
| 9 番委員 | 〇〇さんは、畜産をされており息子さんを含めて3名で頑張っております。機械も全て揃っております。 |
| 8 番委員 | 〇〇さんは、サトウキビとバレイショを作っており、機械も揃っております。 |
| 議長 | ただいま、地区担当委員から補足説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。 |
| | (意見、質問なし) |
| 議長 | それでは、買受適格証明願のあった4名について、買受適格者として証明してもよいか、また、最高価格買受人となった者について、農業委員会会長の専決で処理してよいか、賛成の方は挙手をお願いします。 |
| | (挙手全員) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第31号は許可することにします。 |
| | (〇〇委員 入室) |
| 議長 | 以上をもちまして、本日の議題事項は終了いたしました。その他について事務局をお願いします。 |
| 事務局 | 次回総会は、1月25日(火)午後1時30分からの予定です。以上です。 |

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和3年12月17日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 田 畑 則 仁

署名委員 前 田 博 徳